

一日本私立学校振興・共済事業団一

私立大学等経常費補助金の経理が不当

4件 不当金額(支出) 2368万円

1 補助金の概要

日本私立学校振興・共済事業団は、国の補助金を財源として、私立大学等^(注)における教育又は研究に要する経常的経費に充てるために学校法人に私立大学等経常費補助金を交付している。

この補助金のうち一般補助の額は、専任教員等の数、専任職員数、学生数や各私立大学等の教育研究条件の整備状況等を勘案した増減率等に基づいて算定することとなっている。

このほか、特別補助として、私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興等のために特に必要があると認められるときは、補助金を増額して交付している。特別補助の対象となる項目には「授業料減免事業等支援(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分)」、「研究施設運営支援」等がある。このうち「授業料減免事業等支援(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分)」については、新型コロナウイルス感染症の直接的、間接的な影響で、家計が急変した世帯の学生に対し、補助要件の全てに該当する入学料・授業料減免等の給付事業又は金融機関の教育ローン等に係る利子負担事業を実施している私立大学等を対象に、当該事業に係る所要経費の2/3以内の額を増額する。また、「研究施設運営支援」については、大学院等の機能の高度化を促進するため、専任の教員が配属されているなど複数の補助要件に該当する組織上独立した研究施設等を設置している私立大学等に対して、当該研究施設等における所要経費の額の区分に応じて定められた額を増額する。そして、対象となる経費は、当該研究施設等の研究活動の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要な経費とし、直接関係しないものについては除外する。

(注) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

2 検査の結果

4学校法人は、事業団に提出した算定資料において、一般補助のうちの教育研究補助者の数を過大に計上していたり、特別補助のうちの「授業料減免事業等支援(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分)」について補助要件を満たしていない学生に対する奨学金の支給額等を所要経費に含めていたり、「研究施設運営支援」について研究施設の研究活動の遂行等に直接関係しない経費を含めていたりしていたのに、事業団は、これらの誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していたため、補助金計2368万円が過大に交付されていて不当と認められる。

事業主体 〈本部所在地〉	年度	補助金交付額	不当と認める 補助金額	摘要
学校法人慶應義塾 〈東京都港区〉	令和 2	円 79億7547万	円 2055万	一般補助において教育研究補助者の数が過大に計上されていたもの、特別補助において算定対象とならない経費が含まれていたもの (慶應義塾大学)
学校法人稲置学園 〈石川県金沢市〉	元	2億3452万	100万	特別補助において算定対象とならない経費が含まれていたもの (金沢星稜大学)
学校法人広島女学院 〈広島市〉	2	1億6735万	106万	同 (広島女学院大学)
学校法人熊本学園 〈熊本市〉	2	5億5175万	107万	同 (熊本学園大学)
4事業主体		89億2910万	2368万	